

# 横浜市立小山台小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定  
(平成 29 年 3 月一部改定)  
(平成 30 年 2 月一部改定)

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① (いじめの定義)

「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）」第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ② (いじめ防止等に向けての基本理念)

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

### ③ (学校いじめ防止基本方針の目的)

法及び「横浜市いじめ防止基本方針」を受け、いじめ問題への対策を、学校、家庭、地域それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ①（委員会の構成員）

管理職、児童支援専任、教務主任、学年（ブロック）主任、養護教諭等とする。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### ②（委員会の運営）

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ③（委員会の活動内容）

- ・「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

#### ●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

#### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

#### ●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### ① (いじめの未然防止)

- ・あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもの発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、遊びやふざけ、からかい等のいじめにつながりかねない行動も見逃さず、いじめを未然に防ぐ。

- ・全職員で全児童を指導・支援する体制の充実。
- ・小山台小スタンダードを整備し、一貫性のある指導を行う。
- ・「わかる」「できる」授業を通して自尊心や自己有用感を高めることを目指し、授業研究等を行う。
- ・児童会活動や特別活動、たてわり活動等を通してよりよい集団づくりを目指す。
- ・児童運営委員会等による人権啓発活動等、子どもたちの主体的な取組への支援を行う。
- ・懇談会等で子どもたちの状況について話し合い、学校と家庭が連携して指導を行う。
- ・「こや小ボランティア連絡会」を通じて、地域と学校が連携し、豊かな心の育成を図るとともに、いじめのない地域社会作りに努める。

#### ② (いじめの早期発見)

- ・相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（毎月の職員会議やブロック研究会等で、児童理解に関する情報共有の実施）
- ・全市一斉のアンケート（いじめ解決一斉キャンペーン）の実施（12月頃）
- ・定期的な教育相談の実施（毎月2回、学校カウンセラーによる）
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育（サイバー教室）の推進（7月頃、栄署等による）

#### ③ (いじめに対する措置)

- ・いじめの疑いがあった段階で、学校いじめ対策委員会に報告・相談し、学校長、副校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ・いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

- ・組織的な対応の徹底（いじめ防止対策委員会）
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童がいじめを行う背景や要因を探り、二度といじめを起こさないように保護者も含めて指導・支援をする。
- ・警察署等関係機関、専門機関との連携

④（いじめの解消）

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

⑤（教職員等への研修）

- ・児童理解研修の推進
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実（教職員向け手引きの活用等）
- ・計画的な研修の実施

⑥（学校運営協議会等の活用）

- ・「ふれあい懇話会」の活用（学校、保護者代表、地域代表参加）

⑦（年間計画予定）

年間	・学校いじめ防止対策委員会 ・職員会議（児童理解・情報共有） ・教育相談 ・児童委員会活動 ・クラブ活動 ・たてわり活動 ・校内授業研究会 ・生活アンケート
4月	・特別支援教育委員会 ・研究推進委員会 ・たてわり活動推進委員会 ・授業参観、学級懇談会 ・家庭訪問
5月	・学校説明会 ・特別支援教育全体会 ・たてわり全校遠足
6月	・個人面談 ・授業参観 ・よこはま国際平和スピーチコンテスト
7・8月	・小中一貫ブロック合同授業研究会 ・学級懇談会 ・横浜子ども会議 ・ふれあい懇話会 ・校内研修（人権、特別活動、授業力向上、特別支援教育）
9月	・小中一貫ブロック合同授業研究会
10月	・ふれあい運動会
11月	・サイバー教室
12月	・人権週間 ・小山台フェスティバル ・個人面談
1月	・給食週間 ・学校経営計画検討会
2月	・ふれあい懇話会 ・授業参観、地区懇談会 ・学校経営計画検討会
3月	・学校経営計画検討会

## 4 重大事態への対処

### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等を見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。」